

## 令和2年度の市民参画事業にかかる取組について（報告）

### 1 はじめに

令和2年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、令和元年度同様に、本市がこれまで積極的に推進して来た「市民懇談会」など、市民同士の「直接的な話し合い」に重点を置く市民参画手法をなかなか進めることが難しい年であった。一方で、3密を避けて、着実に市民の意見を聴取することが出来る「パブリックコメント」については、課題であった情報発信・周知方法や意見収集方法の改善に取り組み、コロナ禍における市民参画手法として積極的に活用することができた。

### 2 市民懇談会等の取り組みについて

#### (1) 市民懇談会

少なくとも以下の計画について市民懇談会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、テーマとなる計画自体の次年度への延伸が決定し、予定していた市民懇談会すべてを開催しなかった。

（当初市民懇談会を予定していた計画）

- ① 第4期守山市地域福祉計画（健康福祉政策課）⇒令和3年度に延伸
- ② 守山市生涯学習まちづくり基本計画（社会教育課）⇒令和3年度に延伸

#### (2) わがまちミーティング（学区市民懇談会）

令和元年度まで5年連続で開催されて来た「守山学区」のわがまちミーティングは、令和3年2月11日（木・祝）開催予定で準備が進められていたが、年末の新型コロナウイルス感染症再拡大の状況を鑑み、開催中止となった。

#### (3) もりやま未来ミーティング

市民懇談会を開催できない状況のなか、テーマとなる計画等を要しない当該事業については、オンライン等の開催手法を含めて実施を検討したが、実施予定時期の新型コロナウイルス感染症再拡大の状況を鑑み、開催を見送った。

#### (4) その他

以下の市民参画手法も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止または開催日程が変更となった。

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画にかかる市民説明会（中止）
- ・新庁舎基本設計にかかる市民ワークショップ（中止）
- ・市政報告会については、6月開催を中止し、令和3年2月20日に開催した。
- ・市民説明会は3件開催した。

### 3 市民提案型まちづくり支援事業の実施について

市民公益活動団体が自主的・自発的に取り組むまちづくり活動を支援するため、その活動経費に対し、各区分の設定金額に応じた助成金を交付した。

[実施結果]

9 団体が応募（募集期間：4/15～5/29）

6/20 プレゼンテーション（新型コロナ感染防止対策を講じた上、非公開での開催）

を経て **8 団体** が事業採択

《採択団体の内訳》

- ・きっかけづくり事業 6 団体（内、新規は 5 団体）  
上限 15 万円、補助率 10/10 同一団体への交付は 3 回限り
- ・ステップアップ事業 0 団体  
上限 15 万円、補助率 1/2 同一団体への交付は 2 回限り
- ・自立事業化前提型事業 2 団体（内、新規は 2 団体）  
上限 50 万円、補助率 10/10 同一団体への交付は 1 回限り

新型コロナ感染防止を図るため、内容や実施方法について大幅な制約を受けるなか、対面形式からリモート形式に実施方法を代えるなど、各団体随所に工夫を施し、参加者の健康や安全を図りながら、計画に沿った事業実施に取り組むことができた。

### 4 ファシリテーター養成講座について（養成講座・フォローアップ編）

話し合いが育むまちづくりの推進に向け、地域における課題の解決やまちづくりに対する話し合いの調整役を担うファシリテーターの養成講座およびフォローアップ講座を例年どおり開催できるように、オンライン開催の検討も行ったが、本講座にかかる技能の習得には、実地での経験が不可欠であり、新型コロナウイルスの感染拡大が続く現況では、受講した知識や技術を実践できる機会が設けられないため、両講座ともに開催しなかった。

### 5 「市民参加と協働のまちづくりフォーラム」の開催について

【日 時】令和 2 年 11 月 28 日（土）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

※まちづくり推進員リーダー研修会（社会教育課）と合同開催

【場 所】守山市民ホール 小ホール

【テーマ】「With コロナ時代の地域活動スタイル～地域のつながりを大切に～」

【内 容】（第 1 部）講演

「活動における情報通信技術の身近な活用方法」

講師：井上あいこ氏（総務省地域情報化アドバイザー）

(第2部) 事例・活動報告 (市民提案型まちづくり支援事業採択団体)

【参加者】 58名

まちづくりの課題解決のヒントとなる活動の事例発表や講演により、未来を見据えたまちづくりに対する市民意識の醸成を目的に開催した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自治会や市民活動団体などが活動方法を模索する中、ICT(情報通信技術)を活用した活動の進め方および具体的な実践例について、二部構成の講演形式での開催を行った。

## 6 市民活動手引書「もり・まっち」の発行について

市民活動に対し、関心を持ち、理解を深めていただくために、市民活動に関する情報やお助け情報を記載した市民活動手引書「もり・まっち」を発行。

表紙および中身を刷新し、読み手が必要な情報を効率的に取得できるように工夫した。新聞(京都・9月19日朝刊)にも掲載された。

(市内関係施設55カ所に配置、発行部数600部)

## 7 「住みやすさ指標」市民アンケートの取り組みについて

総合計画に掲げる施策と住みやすさ指標項目との関係性を深め、各所属の施策の方向性を確認する指標としての活用も見込めるように見直したアンケートを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症に対する市民の不安感が根強いなか、市民の住みやすさに対する客観的な数値・指標を把握することは困難であると判断し、実施を見送った。

## 8 パブリックコメント

### (1) 情報発信・周知手法の改善

これまでの課題として意見提出件数が全体的に低調傾向にあったため、実施案件の周知について「分かりやすさ」、「目につきやすさ」を意識した工夫を図り、以下の取り組みを行った。

#### ① PRボードの製作、設置(市民協働課)

市民の目につきやすいように、POPや概要版ポスターを掲示できるPRボードを製作し、各施設に設置した。

#### ② 「概要版」ポスター(A4版)の作成、掲示(担当課)

市民の目に触れやすく、また、パブリックコメントをより身近に感じてもらえるように工夫したデザインで作成した。また、詳細については、ホームページで確認いただけるようにQRコードも添付した。

## (2) 意見収集手法の改善

意見提出内容欄を整理した「参考ひな形」を作成する等、市民に意見を提出してもらいやすいように以下の取り組みを行った。

### ① P O P 看板・参考ひな形を作成、閲覧場所に設置（市民協働課）

意見提出方法等を分かりやすく記した P O P 看板と、意見提出内容欄を整理した参考ひな形を作成し、閲覧場所に設置した。

### ② 実施期間中に開催される「市民説明会」で参考ひな形を配布（担当課）

令和 2 年度下半期に実施したパブリックコメントのうち、市民説明会が実施された 2 件について、会場で参考ひな形を配布した（長寿政策課・介護保険課、市民協働課）。

**【令和 2 年度実施結果】 11 件実施 意見提出者数 50 件 提出意見数 177 件**

(参考) 令和元年度実施結果 5 件実施 意見提出者数 3 件 提出意見数 16 件

令和 2 年度に実施したパブリックコメントの一覧

	件 名 (所管課)	意見募集期間	意 見 提出者	意見数	
1	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案） （ごみ減量推進課）	R2. 4. 15～ R2. 5. 8	1 団体 +5 人	24	
2	守山市新庁舎『つなぐ、守の舎』整備基本設計書（案）（施設整備室）	R2. 5. 15～ R2. 6. 5	17	61	
3	守山市緑の基本計画（案） （都市計画・交通政策課）	R2. 7. 1～ R2. 7. 21	2	3	
4	第 4 次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画（案）（人権政策課）	R3. 1. 15～ R3. 2. 5	2	2	
5	第 4 次守山市男女共同参画計画（案） （人権政策課）		2	4	
6	守山いきいきプラン 2021（第 8 期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画）（案）（長寿政策課・介護保険課）		1	4	
7	『もりやま障害福祉プラン 2021』（仮称） 【計画案】（障害福祉課）		2	33	
8	守山市自転車活用推進計画（案） （地域振興課）		2	9	
9	守山市地域農業振興計画（マスタープラン）【案】（農政課）		1 団体 +1 人	5	
10	守山市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正（案）（市民協働課）		1 団体 +3 企業 +7 人	21	
11	第 5 次守山市総合計画後期基本計画案 （企画政策課）		R3. 2. 1～ R3. 2. 22	3	11

## 9 守山市民交流センターについて

### (1) 管理運営方法の変更

令和2年度末をもって指定管理期間が満了を迎えることから、新たな指定管理者の公募を実施したが、指定管理者選定委員会における審査の結果、採択団体がなかった。

公募結果を受けて、市として「これまでの指定管理者と同等以上に、市民活動団体支援の受け皿となり得る団体の育成」や「市民や他団体が市民活動を進める支援に必要な知識や経験を持った人材の養成」が市内で進んでいない実態を踏まえ、市民と市民活動団体、地域、行政との結び付きを更に強化するなど、中間支援機能の拡充を図るとともに、当該センターの管理運営を担うことができる新たな中間支援組織の立ち上げについて市民と協働で検討を進めていくために、当面の間、市直営により管理運営を行うこととなった。

**【名称・愛称】** 守山市民交流センター 「さんさん守山」

**【施設の目的】** 市民による市民活動、文化活動およびスポーツ活動ならびに市民相互の交流の支援、発展

### 【経過】

昭和58年11月 中高齢労働者福祉センター（雇用促進事業団）として設置  
平成15年3月 雇用促進事業団から守山市へ施設移譲、検討委員会による活用検討  
平成16年4月 市民交流センター開設（市直営による管理運営）  
平成19年4月 指定管理の開始（現指定管理者による管理運営開始）、都度更新  
特定非営利活動法人経営支援リエゾン・オフィス（通算14年）  
令和3年4月 指定管理期間満了に伴い市直営による管理運営

### (2) トレーニング室の閉鎖、新たな市民活動スペースの増設

機器の老朽化が顕著であったトレーニング室を、令和3年3月末に閉鎖し、令和3年度中に、器具撤去や床張替等の改修を加え、市民活動団体の打合せ等に利用可能なサロンルームとして整備を行う。

### (3) 今後のあり方

長期にわたって当該センターの管理運営を担っていただいた指定管理者がこれまで積み上げて来られた、市民や市民活動団体との絆や信頼関係を損なうこと無く、多くの市民に親しまれ、市民活動の拠点にふさわしい施設として、管理運営に引き続き取り組んでいく。